

電波法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年総務省令第57号)について

(Ka帯を用いた移動体向けブロードバンド衛星通信システムの導入等)

1 改正の背景

1. 6GHz帯/2. 4GHz帯を用いた移動衛星通信システムの技術的条件については、平成12年9月に電気通信技術審議会から一部答申を受けていたが、関連企業の経営状況悪化により、日本における事業参入が見送られた。今般、再び日本における事業参入のニーズがあり、電波使用状況が平成12年から大きく変化したこと及び同システムの技術の進展が見られることから、共用条件の追加検討が求められていた。

また、Ka帯を用いた移動体向けブロードバンド衛星通信システム (ESIM: Earth stations in motion) については、近年、船舶や航空機等においても陸上と同等の高速通信のニーズが高まっており、平成27年(2015年)11月に開催された国際電気通信連合 (ITU) 世界無線通信会議 (WRC-15) において、より高速通信が可能な移動体向けグローバルサービスを実現するため、Ka帯 (19.7-20.2GHz/29.5-30.0GHz) を利用することが合意され日本での導入が求められていた。

このような背景を踏まえ、平成28年6月より情報通信審議会において、技術的な検討が進められ、検討の結果として、平成29年3月31日に情報通信審議会から一部答申を受け、平成29年6月9日付諮問第10号をもって電波監理審議会に諮問した結果、同日付けで適当と認める旨の答申があった。

これらを踏まえ、今般、1. 6GHz帯/2. 4GHz帯を用いた移動衛星通信システム及びKa帯を用いた移動体向けブロードバンド衛星通信システム (ESIM) の導入を図るため電波法施行規則、無線局免許手続規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正を行うものである。

2 改正概要

(1) 「特定無線局の対象設備の追加」

1.6GHz帯/2.4GHz帯を用いた移動衛星通信システム及びKa帯を用いた移動体向けブロードバンド衛星通信システム（ESIM）の携帯移動地球局を特定無線局の対象とする無線局に含めること。
（施行規則第15条の3第5号）

(2) 「1.6GHz帯/2.4GHz帯を用いた移動衛星通信システム及びKa帯を用いた移動体向けブロードバンド衛星通信システム（ESIM）」の携帯移動地球局の技術的条件を規定 （免許手続規則別表第二号の四、設備規則第49条23の3、第49条23の4）

(3) 特定無線設備の対象に「1.6GHz帯/2.4GHz帯を用いた移動衛星通信システム及びKa帯を用いた移動体向けブロードバンド衛星通信システム（ESIM）」の携帯移動地球局の無線設備を追加 （証明規則第2条第1項第28号の2、第28号の3、別表第一号及び様式第7号）

(4) インマルサットM型／ミニM型サービスの廃止に係る規程の整備等

インマルサットM型及びミニM型サービスについては、既にサービスが廃止されていることから、関連する規定の整備を行うこと。その他規定の整備を行うこと。
（施行規則第4条の4、第15条の2、第15条の3、設備規則第3条、第40条の4、49条の24、別表第1号、別表第2号）